

小田原市立城南中学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめは、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行う。

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、子どもたちだけの問題ではなく、大人社会を反映した問題でもある。したがって、学校を含めた社会全体が、いかにして明るく、心豊かで、安心して暮らせる社会を作るかということが最終的な解決への道である。

しかし、生徒を直接指導する学校においては、いじめが生徒の人権や命に関わる喫緊かつ最重要課題であるという認識に立ち、以下の視点を持って問題に向き合うことが必要である。

- いじめは、生徒の人権や命を損なう、絶対に許されない行為である
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る
- いじめは、家庭環境や対人関係など、様々な背景から、あらゆる場面で起こり得る
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもにも責任が伴う

(3) いじめ対策の基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目標として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの行為や被害者への影響等について理解できるようにすることが重要である。

さらに、いじめの防止等については、関係機関、地域社会、家庭等との連携のもとに行うことが重要である。

(4) いじめ防止等に関する基本的な考え方

日常的な「未然防止」への取り組みと「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要である。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければならない。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と相互に協力する関係づくりを進めることが大切である。

ア いじめの未然防止

いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要である。学校の内外を問わず、いじめと思われる行為があった場合は、積極的に学校・家庭ともに指導する。

生徒一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、生徒を取りまく情報環境が急激に変化する中で適切に行動する態度を身に付けることができるよう、情報モラル教育の充実に取り組むことが重要である。

いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要である。

子どもたち自尊感情を高めるため、学校、家庭、地域において、大人たちとのふれあう機会を充実させることも重要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見に向け、学校においては日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう「気付きと対応」をモットーに教員の意識、資質や能力の向上を図ることに努める。

定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努める。

いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭に対していじめに関する啓発を行い、大人全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかける。

ウ いじめの早期対応・早期解決

管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、組織としてきめ細かい対応をしていくことが重要である。暴力を伴ういじめについては、生徒の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじ

めに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応が必要である。

いじめがあることが確認された場合は、速やかにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。

エ 家庭との連携

いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決することに努める。

いじめを行った生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行う。

オ 関係機関との連携

いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効である。

犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処することも念頭に置き、平素から関係機関の担当者との情報交換など、連携を密にしておく必要がある。

カ 地域との連携

いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくない。

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要である。

学校関係者がPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築することに努める。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

○体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こ

うとする態度等道徳性を育む取組を進める。

○日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。

○教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。

○ネットいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける**情報モラル教育**を、学級活動や技術、情報等の授業や、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努める。

○たとえ校外で起きたことであっても、気になることは対応することを周知する。

(2) いじめの早期発見のための取組

○「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、**「気付きと対応」**をモットーに、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、生徒との信頼関係の構築等に努める。

○定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

○学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進める。

○学校の内外を問わず、いじめと思われる事案については、保護者と共に対応する。

(3) いじめの早期解決のための取組

○当該学校の生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、あるいは、生徒がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告する。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対処する。

○いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた生徒を守り、平穏な学校生活を再開できるよう、当該生徒及びその保護者に対して必要な支援を行う。

○いじめを行った生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該生徒の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該生徒の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該生徒及びその保護者に

対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。

○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組むようにする。

(4) 家庭との連携

○子どもがいじめを受けていると疑われる様子があるときに、速やかに保護者が学校に相談・通報できるよう、プリントを作成したり懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知する。

○いじめを受けた生徒といじめを行った生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

○学校や家庭での生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。

○校内外を問わず、いじめと思われることは相談することを、家庭でも呼びかけるようお願いする。

(5) 関係機関との連携

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、出席停止の措置や警察と連携して取り組むようにする。

○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、生徒や保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行う。

○いじめを受けた生徒や、いじめを行った生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図る。

(6) 地域との連携

○保護者や地域住民の学校運営についての意見を反映する学校評議員会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域と連携して解決する仕組みの活用に努める。

○地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会を増やす。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

(1) 組織の設置

校内に、いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」を設置することとする。

(2) 組織の構成員

この組織は、管理職、総括教諭、教育相談コーディネーター、生徒指導担当教員、スクールカウンセラー等を持って構成する。

なお、対応する事案の内容に応じて構成員を追加する。

また、重大事態の調査を実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有する第三者を加えることとする。

(3) 組織の役割

この組織は、いじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担うものとし、次のような取組を行う。

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ウ いじめに関する教職員研修等の実施
- エ いじめに関する生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- オ いじめに関する通報及び相談への対応
- カ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- キ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ク いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ケ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- コ いじめを受けた生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- サ いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

いじめが重大事態であるかどうかの判断は、以下の考え方により判断することとする。

ア いじめを受けていた児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ① 自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ いじめを受けていた生徒が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

ウ 生徒やその保護者から、いじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と軽々に判断せず、重大事態が発生したものと見なし、調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の調査・報告

ア 重大事態発生時の報告

生徒が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告する。

イ 事実関係を明確にするための調査

重大事態が発生した場合、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。ただし、調査の実施主体については、市教育委員会が、重大事態への対応等に十分な結果を得られるかどうか、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるかどうか等を考慮し判断する。

学校が行う場合は、「いじめ対策委員会」が主体となって実施する。その際、必要に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3) いじめを受けた生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行った場合は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

当該情報提供を行うに当たっては、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。

調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

ア 調査結果の報告

学校が実施した調査結果は、市教育委員会に報告する。なお、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることとし、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておくようにする。

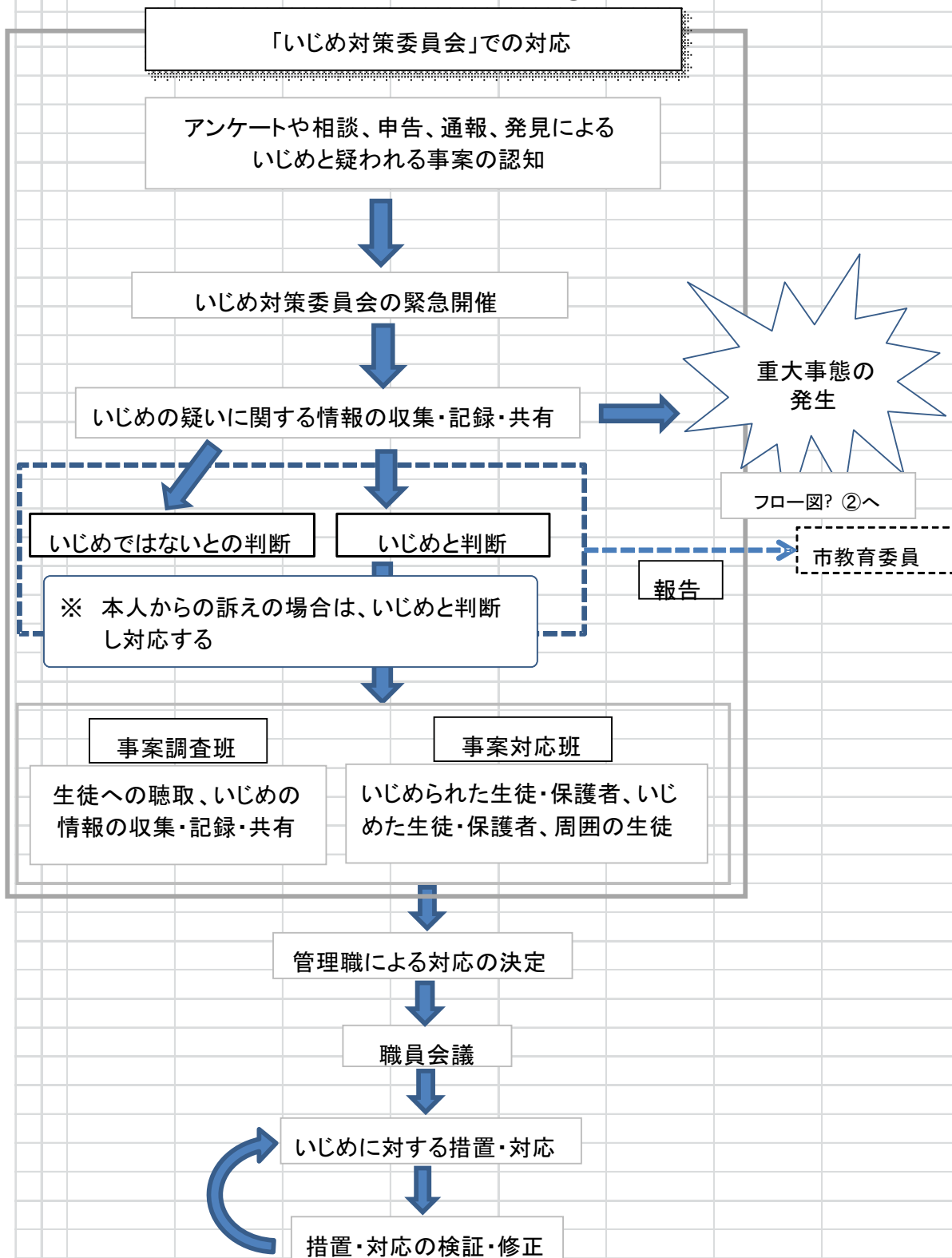
5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

いじめ防止基本方針は、随時点検と見直しを進めるものとするが、定期的には、学校評価アンケート等の実施時に行い、より実効力のあるものとなるよう努める。

※平成 29 年 11 月 13 日改訂

○ いじめ事案への対応フロー図ー①



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察に相談・通報し連携する

小田原警察署少年係：３２－０１１０（代表）

神奈川県警少年相談・保護センター：３２－７３５８

※ 重大事
出な
※ 調査
護者

